

水橋西部小学校いじめ防止基本方針2025

富山市立水橋西部小学校

1 水橋西部小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立水橋西部小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「水橋西部小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

いじめは、自他の人権を軽視する考え方が基になっていると考える。こうした考え方から、人権チェック表を活用し、常に児童、教職員双方の人権意識を問い合わせなければならぬ。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

① 本校は、各学年が単級の小規模校である。また、年間を通して転出入学児童も少なく、多くの子供たちは、入学から卒業まで同じ学級の仲間たちと6年間共に学校生活を過ごす。そのため、子供たちは、互いにそれぞれの性格を理解し、認め合う温かい雰囲気で学校生活を送っている。また、縦割り活動や全校集会など学年を越えて交流するが多く、全校児童が仲のよいのが特長である。しかし、高学年になるにつれて、少人数ゆえに、グループ化や子供たちの印象が固定化しやすく、学級内でトラブルが生じたときや、仲違いをしたときには、解決しにくいという短所もある。

② 強い言葉遣いや悪口等で相手の気持ちを傷付けるなど、言葉によるトラブルが見られる。

③ やっている本人は遊びでじゃれ合っているつもりであるが、相手は嫌な思いをしており、トラブルになることがある。

④ 放課後健全育成エンゼルでのトラブルや人間関係が学校生活にも影響し、登校渋りやトラブルに発展することがある。

(2) 本校の課題

① 多くの子供たちがゲームやメール、インターネットを利用している。「児童・生徒の生活等に関する調査」では、低学年でもスマートフォンやタブレット、家庭用ゲーム機を利用してインターネットに接続する者が多いことから、各学年に

応じたネットモラルに関する指導をしっかりと行う必要がある。

- ② 年間を通して、強い言葉遣いや直接の悪口等、言葉によるトラブルが発生しているので、言語環境を整えるよう努めなければならない。また、低学年の段階から未然防止指導の充実に努める必要がある。
- ③ 放課後健全育成の指導員と連絡を取り合い、場合によっては情報共有を行う必要がある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ② 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努める。
- ③ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ④ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅集会や人権週間の取組等）を推進する。
- ⑤ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ⑥ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑦ 子供をインターネットトラブルから守るために、家庭でできることを保護者会などで具体的に紹介する。
- ⑧ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的な調査「こまっていることはないかな？」アンケートや年3回の「教育相談週間」の実施、教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くし、子供たちを見守る。
- ② ささいなトラブルに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、報告・連絡・相談を習慣付、迅速に取り組む。
- ③ 毎月行う調査「こまっていることはないかな？」アンケートや、毎学期「教育相談週間」を実施し、いじめの実態把握と、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ④ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起ったときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、すぐにその場でその行為を止める。
- ② 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、生徒指導委員会（校内いじめ防止委員会）で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

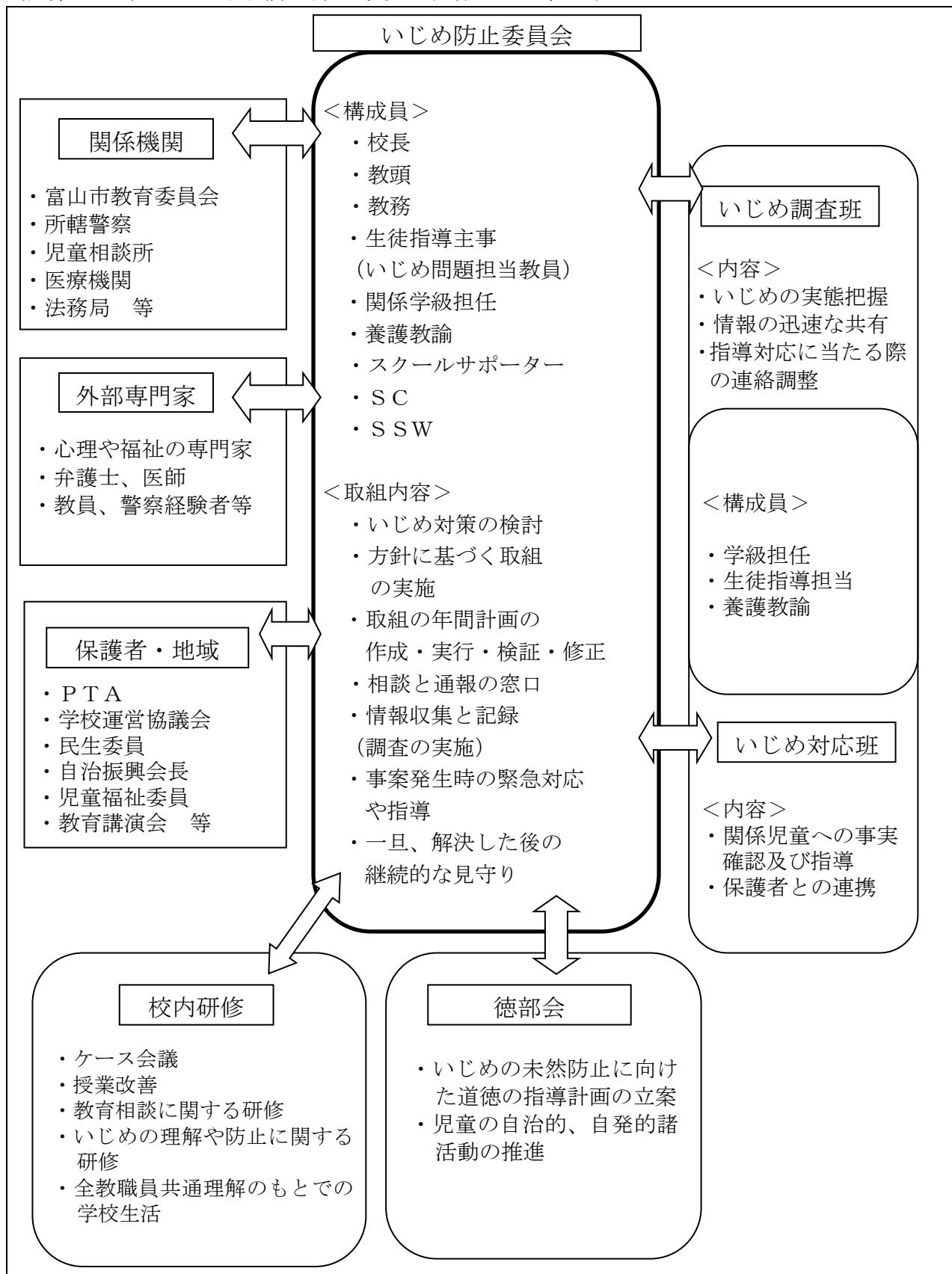
※参照 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

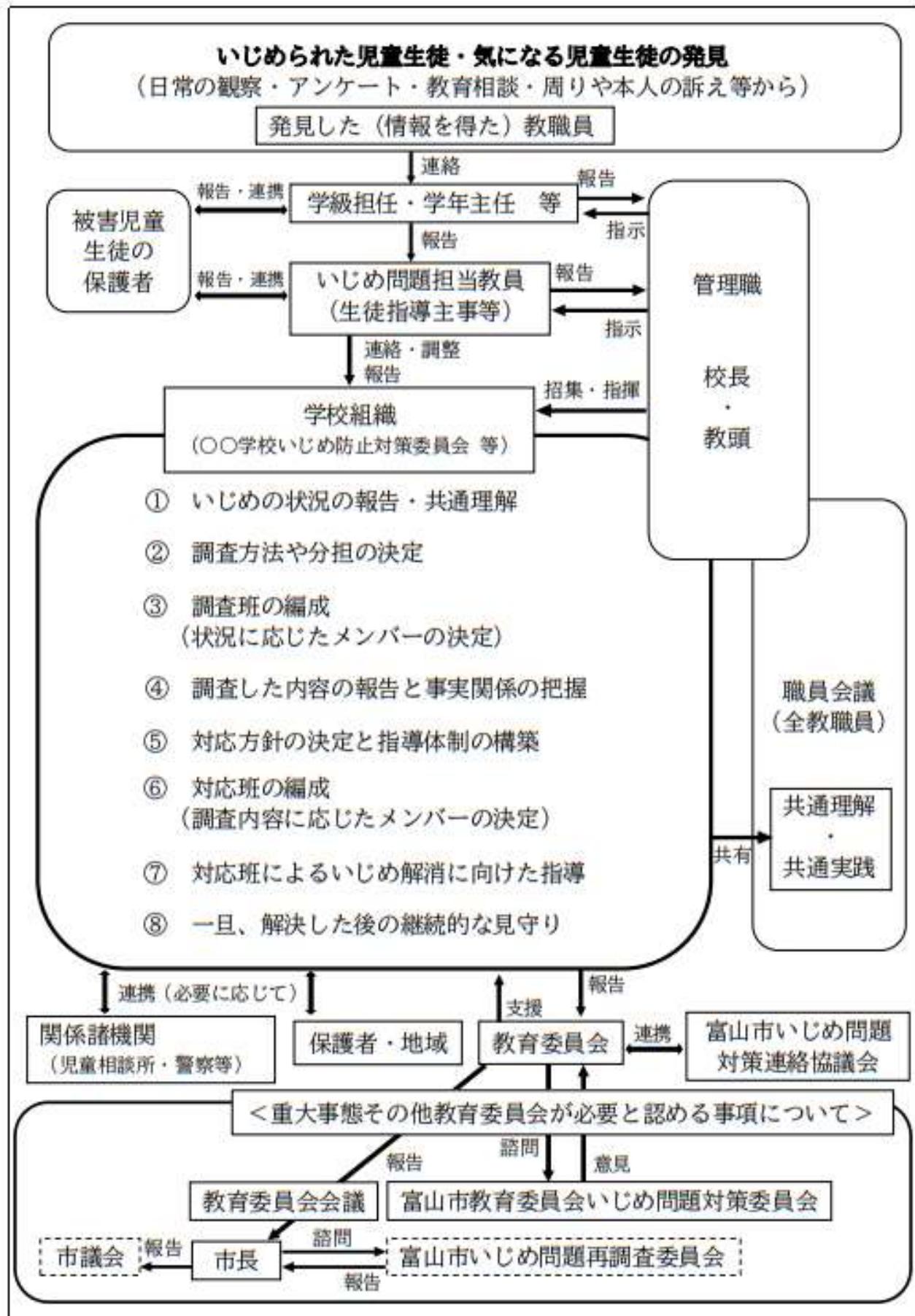
- ④ 速やかにいじめの事実の有無の確認（調査中も含む）をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ⑤ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ⑥ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。
- ⑦ いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意して対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ⑨ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ⑩ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて関係機関の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を行う。
- ⑪ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑫ オンラインゲームやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ⑬ いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく水橋西部小学校の組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議	事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施 いじめ問題に関する職員研修会① PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発			
未然防止への取組	いじめ実態把握調査 ①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・運動会等)		②学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習)	児童会による未然防止に 向けた自治活動	
早期発見への取組				学級活動や道徳科の学習等の情操を養う教育活動	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等			事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施 いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 いじめ問題に関する職員研修会②				いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組		③学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会等)			④学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習等)		児童会による「人権週間」 への取組 道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取組			アンケート 「こまっていることはないかな？」 保護者 学校評価アンケート 教育相談週間				教育相談週間

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。）
- ・一定期間連続して欠席している場合
- } これらがいじめによるもので
ある疑いが生じているとき
- } これがいじめによるもので
ある疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職を中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとし、報告・調査等にあたる必要がある。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。



SCによる学習
「自分を大切にしよう
－不安や悩みの対処－」

こまっていることはないかな？アンケート（4・5月）

性別	年齢
男	女
4・5月のこと、こまつたことについておしえてください。	
1. 〔せんせい〕	
お詫びの中で下のようなことをされて、「いじめだな」とか「いたいな」などと思ったことがありますでしたか。（選べたら、ほかたら）	
できごと	
からかわれたり、わる口をいわれたりしました。	
たとえば――「けせ！」「お！」などと罵られたり、手をあたたかくつけられたり、	
なからまばすれにされたり、みんなからむししされたりしました。	
たとえば――ひき揃そな、赤きのりカラードにいれられたりされたり。	
からかはぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしました。	
たとえば――すれかかうとしましたが、手をふつけられたり、見せられたりしました。	
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしました。	
たとえば――からかつとてたかわたり、見てまくけられたりました。	
お産や物をむりやりされた。	
たとえば――「もううんちをかして」としてく詫びは、お産や物をとられたり。	
體をかくされたり、めずまれたり、こむされたりしました。	
たとえば――しあわせ中からもお風ふう呂ろで、くつをかくされました。	
いやなこと、きがななことをされたり、させられたりしました。	
たとえば――「けり」とこまつた。人の物を自行だけがらせられました。	
パソコンやスマホで、いやなことをされた。	
たとえば――じぶんの名前をかきしめたり、むかわせかけて名前をされたり。	
そのほか	
なにか）いじめを、こまつたと感じたこと	

2. [1で0をついた人だけにとめる]
こまつたことは、からかわれることがあるですか。（どちらかにのをつける）
まだあることがある【 】 + もうさわることはない【 】

3. [1で0をついた人だけにとめる]
だんに、先生のなかに、そうぞんしそい先生いますか。
いる【 】 + いそい【 】

4. 〔せんせい〕
いやなことをされて、こまつた名前たちを見たり、話を聞いたりしたことはありますか。
いる【 】 + いそい【 】
ありまつたございました。こまつたことをおとづれました。すぐに先生にさきだしをしてもらいました。

困ったことはないかなアンケート